

川崎市内指定介護予防通所サービス事業者様

川崎市健康福祉局  
地域包括ケア推進室保健・予防担当課長  
長寿社会部高齢者事業推進課長

### 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業に伴う事業者指定手続きについて（通知）

日頃から、本市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の適正な運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。

平成28年3月31日までに「介護予防通所介護」の指定を受けていた川崎市内の事業者におかれましては、平成30年3月31日までの間、川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービスの指定を受けたものとみなされております（以下、みなし指定事業者）。総合事業のみなし指定期間満了に伴う事業者指定手続きについて次のとおり御連絡いたします。

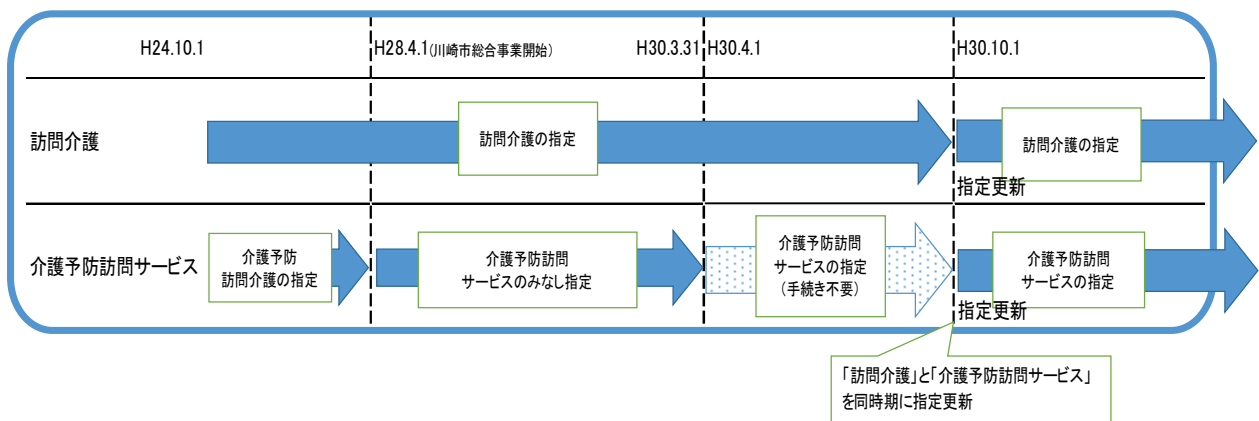
#### 1. 事業者指定手続きについて

- (1) ①みなし指定事業者であって、かつ②同一事業所番号で「通所介護」または「地域密着型通所介護」（以下、「通所介護等」）の指定を受けている事業者

本市では、当該介護予防通所サービスの指定有効期間（平成30年3月31日）を、当該事業者の「通所介護等」の指定有効期間まで有効とし、その間の介護予防通所サービス提供を可能といたします。

\*該当する事業者におかれましては、「通所介護等」の指定更新と併せて介護予防通所サービスの指定申請手続きを行うことが可能となりますので、指定更新にあたっては、改めて「通所介護等」の指定通知書に記載の指定有効期間を御確認ください。

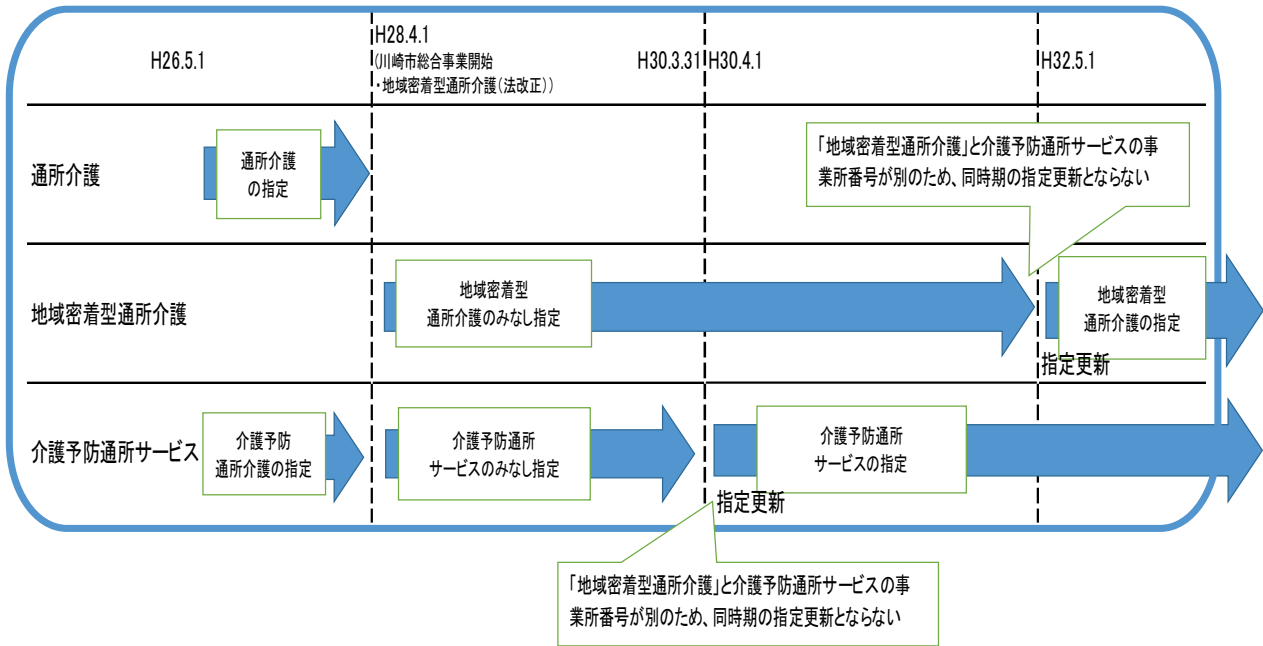
《例：「訪問介護」と介護予防訪問サービスを同一事業所番号で指定を受けている事業者》



(2) 「通所介護等」と介護予防通所サービスを同一事業所番号で実施していない事業所

介護予防通所サービスの指定有効期間については平成 30 年 3 月 31 日をもって満了となります。  
平成 30 年 4 月 1 日以降のサービス提供にあたっては指定更新手続きが必要となります。  
⇒指定更新手続きについては、2. を参照してください。

《例：「通所介護」と介護予防通所サービスを別の事業所番号で指定を受けている事業者》  
(法改正に伴い地域密着型通所介護に移行の例)



(3) 「通所介護等」の指定を受けていない事業所

介護予防通所サービスの指定有効期間については平成 30 年 3 月 31 日をもって満了となります。  
平成 30 年 4 月 1 日以降のサービス提供にあたっては指定更新手続きが必要となります。  
⇒指定更新手続きについては、2. を参照してください。

## 2. 指定更新に必要な書類・申請受付スケジュール等について

### (1) 介護予防通所サービスの指定更新時に必要な書類

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	介護予防・日常生活支援総合事業（第1号サービス事業者）指定更新申請書	第3号様式
2	通所型サービスの記入事項	通所型 付表1
3	申請者（開設者）の定款の写し及びその登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本又は条例等*	
4	法人役員名簿*	
5	法人代表者誓約書*	参考様式参照
6	勤務表*	参考様式参照
7	返信用封筒（A4封筒に140円切手を貼って、宛名明記の上同封）*	

\*「3」～「7」は、『①みなし指定事業者であって、かつ②同一事業所番号で「通所介護等」の指定を有している事業者』については「通所介護等」の更新申請時に提出いただく書類と共通となります。該当する事業者においては、介護予防通所サービス（総合事業）の更新申請に「3」～「7」添付は不要となりますので「通所介護等」の更新申請書類と併せてNo「1」及び「2」を同封（または持参）のうえ、御提出ください。

※介護予防通所サービスの指定更新手数料として10,000円かかります。

### (2) 必要書類の掲載場所・申請受付方法

更新申請の必要書類<sup>※1</sup>及び申請受付スケジュールについては川崎市ホームページに掲載しています。

《掲載場所》

【川崎市トップページ】⇒【総合事業】のキーワードで検索  
⇒【川崎市：介護予防・日常生活支援総合事業】⇒【事業者指定手続き】  
⇒【総合事業の通所サービスの指定】⇒【介護予防通所サービス(A6)】

または

URL：<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021566.html>

#### ①提出先

（郵送）〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地<sup>※1</sup>

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

《<sup>※1</sup>提出先住所は下記問合せ先の住所と異なりますので御注意ください。》

#### ②提出期限

平成30年1月31日（水）【消印有効】

《参 考》

介護予防通所サービス（総合事業）の指定更新と併せて

同一建物にて介護予防短時間通所サービス（総合事業）の新規申請を行う場合の必要書類

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定申請書	第1号様式
2	通所型サービスの記入事項	付表2
3	【申請者（開設者）の定款の写し及びその登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本又は条例等】	
4	【法人役員名簿】	
5	【賃貸借契約書の写し又は建物の登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本】	
6	【建築物などに係る関係法令確認書】	
7	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式参照
8	資格証の写し・雇用契約書の写し	
9	管理者経歴書	参考様式参照
10	事業所の平面図	参考様式参照
11	事業所の写真	
12	運営規程（料金表含む）	
13	食費等実費を徴収する場合の積算根拠	
14	プログラム	
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式参照
16	【当該申請に係る資産の状況】	
17	損害保険証書等の写し	
18	法人代表者誓約書	参考様式参照
19	管理者誓約書（誓約書はこちらで用意します）	
20	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等に関する届出書	第7号様式
21	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式参照
22	チェック表及び誓約書の添付書類（加算を算定する場合のみ）	
23	【返信用封筒】	

※【】について

『①みなし指定事業者であって、かつ②同一事業所番号で「通所介護等」の指定を有している事業者』については、介護予防通所サービス（総合事業）または「通所介護等」の更新申請時に提出いただく書類と共通となるため、該当する事業者においては、介護予防短時間通所サービス（総合事業）の新規申請に添付は不要となります。

※介護予防通所サービス（総合事業）の指定更新とは別に、介護予防短時間通所サービス（総合事業）の新規指定手数料として15,000円かかります。

### 3. 平成30年4月1日以降介護予防通所サービスを実施しない場合について

『①みなし指定事業者であって、かつ②同一事業所番号で「通所介護等」の指定を有している事業者』が平成30年4月1日以降、本市介護予防通所サービスを実施しない場合は、以下のとおり不要の申出が必要となります。

#### (1) 提出先

(郵送) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地<sup>※1</sup>  
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室介護予防サービス担当

《<sup>※1</sup>提出先住所は下記問合せ先の住所と異なりますので御注意ください。》

#### (2) 提出期限

平成30年1月31日(水)【消印有効】

#### (3) 不要の申出様式

川崎市のホームページ(URL : <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074553.html>)からダウンロードしてください。

#### (4) 不要の申出を提出した場合の取扱いについて

- ①平成30年4月提供分以降本市介護予防通所サービスの提供はできません。
- ②再度、介護予防通所サービスを実施しようとする場合、指定事業者の新規申請等の手続きが必要となります。

問合わせ先

住所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階<sup>※2</sup> 健康福祉局  
(総合事業の制度に関すること) 地域包括ケア推進室介護予防サービス担当

電 話 0570-040-114(総合事業専用ナビダイヤル)

ファクシミリ 044-200-3926

(総合事業の指定手続きに関すること) 高齢者事業推進課事業者指定係

ファクシミリ 044-200-3926

《<sup>※2</sup>申請書類等の提出先住所は問合せ先の住所と異なりますので御注意ください。》